

政令第 号

電気工事士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表第一号中「一万千三百円」を「一万四千四百円」に、「一万九百円」を「一万三千円」に改め、同表第二号中「九千六百円」を「一万二千五百円」に、「九千三百円」を「一万千百円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

電気工事士試験の実施に要する費用の現状に鑑み、電気工事士試験の受験の手数料の額を改定する必要があるからである。